瑞宝単光章を授けられる（十月一日）　樋上　貴亮
瑞宝単光章を授けられる（十月二日）　村山　一美
瑞宝双光章を授けられる（九月三十日）　金子　亘
瑞宝双光章を授けられる（各通）（九月二十八日）　藤井嶋林　成綾子　秀雄一
瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上九月二十七日）　町村　時男　安田　忠昭
瑞宝双光章を授けられる（各通）　那良　満登　前田　利男
瑞宝小綬章を授けられる　（信州大学医療技術短期大学部）　名誉教授）　山田　喜紹
瑞宝双光章を授けられる（各通）　森々木　佐駒　生悦雄　遠藤　作衛　日北爪　紀江
瑞宝双光章を授けられる（各通）　新彌　博　山口　輝男　相馬　政弘　高司　弘
瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上九月二十六日）　中山　紘一　木村　幸正　田中　一正　山崎　哲也
瑞宝中綬章を授けられる　田中　敏章
瑞宝単光章を授けられる（各通）　（埼玉県警察視）　葛西　知名　阿久津　孝治　小藤林　遠藤　秀雄一　高野　裕司　山崎　正
瑞宝双光章を授けられる（各通）　徳永　善久　井嶋　繁博　藤手　敏　綾子　成美
瑞宝双光章を授けられる（九月三十日）　村山　一　亘　美
瑞宝単光章を授けられる（十月一日）　（川崎市消防司令）　樋上　貴亮
瑞宝単光章を授けられる（十月二日）　村上　孝治　樋口　男　嘉和　岡島　美智子　大野　林　富　高資　外木場　孝藏　神　將

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、十月三十一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、ドミニカの独立記念日につき、十月三十一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、パナマの独立記念日につき、十月三十一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、ミクロネシアの独立記念日につき、十月三十一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、トンガの憲法記念日につき、十月三十一日同国王陛下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、アルジェリアの革命記念日につき、十一月三十一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、ドミニカの独立記念日につき、十一月三十一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、パナマの独立記念日につき、十一月三十一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、ミクロネシアの独立記念日につき、十一月三十一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、トンガの憲法記念日につき、十一月三十一日同国王陛下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和７年11月５日

関東地方整備局長　橋本　雅道

道路の種類	路線名	区間
一般国道	138号	山梨県南都留郡山中湖村山中字重郎淵237番２から同村平野字向切詰506番637までの上下線
〃	〃	山梨県南都留郡山中湖村平野字向切詰506番637から同村平野字向切詰506番296までの上り線
〃	〃	山梨県南都留郡山中湖村平野字向切詰506番296地内の上下線

法務

公証人任免

東京法務局所属公証人青野洋士は願により公証人を免ぜられた。

西森政一は公証人に任命され、東京法務局所属公証人青野洋士の後任を命ぜられた。（以上十月二十四日）（法務省）

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

宮城労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、宮城県鉄鋼業最低賃金（平成20年宮城労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月５日

宮城労働局長　松瀬　貴裕

第４号中「１時間1,059円」を「１時間1,125円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月15日から効力を生ずる。

山口労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金（平成20年山口労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月５日

山口労働局長　鈴木　輝美

第４号中「１時間1,116円」を「１時間1,180円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月15日から効力を生ずる。

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示

九州地方交通審議会は、九州内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第５号）、九州海上旅客運送業最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第６号）、九州漁業（底びき網）最低賃金（令和７年九州運輸局最低賃金公示第４号）及び九州漁業（大中型まき網）最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第８号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に九州運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号812―0013福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目11番１号」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

２　適用する地域　九州運輸局の管轄区域

３　適用する使用者

⑴　国内各港間のみを航海する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるもの（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶を除く。）の船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする鋼船
②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船
③　鋼製はしけ
④　木船

⑵　旅客運送の用に供する船員法第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする船舶
②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶
③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されているもの

⑶　前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法第１条に規定する船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、次に掲げる漁業の用に供する漁船の船舶所有者

①　底びき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第５号）第２条第１号及び第２号に掲げる漁業をいう。）
②　大中型まき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令第２条第７号に掲げる漁業をいう。）

令和７年11月５日

九州地方交通審議会会長　柴戸　隆成